



二宮小学校の感染対策について（改訂版）

マスク着用

手洗い

密を避ける

換気

令和3年1月作成

※赤字が緊急事態宣言中の追加の遵守事項です

場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
登校前 (家庭)	「検温」「健康観察」	登校前に自宅で実施。発熱や風邪症状がみられた時は、本人の体調管理と集団感染予防のために自宅で休養する。(必要に応じて病院受診する) ※登校の判断に迷った時は、学校へ相談する。
	「マスク」「ハンカチ」「ごみ袋」持参 *「水筒」はできるだけ持参	飛沫感染を予防するために清潔なマスクを着用する。 (手作りマスク可。色・柄物も可。)学校では流水と石鹼での手洗いを励行。清潔なハンカチ、各自のごみ袋を毎日持参する。できるだけ各自水筒を持参する。
	「通学方法」	少数で静かに。 原則マスク着用
	「欠席連絡」	◆判断の目安◆ ・発熱（37.5℃以上または平熱プラス1℃以上） ・咳・息苦しさがある ・風邪のような症状（のど痛・鼻水・頭痛・嘔吐等） ・同居家族に上記のような症状がある ・政府が指定した入国規制地域から帰国して2週間以内である。またはその家族である。
登校前 (学校)	「換気」	登校した児童生徒の飛沫（咳や会話等）・接触感染防止のため、登校前に職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行う。
登校後	「検温忘れ・健康カード忘れ」「体調不良症状のある者」	登校したら、昇降口で「検温忘れ・健康カード忘れ」を確認し、忘れた児童については、2階少人数教室で検温をしてから教室へ行く。その他の児童については、担任が教室内で健康観察を行う。 体調不良症状のある児童は、少人数教室で待機し、保護者に連絡して下校。
	「手洗い」「咳エチケット」	登校したら、教室に入る前に手洗いをして教室に入る。登校時に様々なものに触れる事を考えて、接触感染を防ぐため手に付着した菌やウィルスを洗い流す。近距離での会話や接触は避ける。
学校生活全般	「マスク」	飛沫（咳や会話等）・接触感染を防ぐために、食事中以外は常に着用する。できればマスクの予備も持参する。 登下校中も原則マスク着用。 マスクを外したら、話をしないこと。話をする場合は、マスクを着用してから話をすることを習慣化する。
	「外したマスク」	外したマスクは、ポケットや机の中にしまい、飛沫・接触感染の予防をする。

	「各自ごみ袋」	マスク、鼻をかんだティッシュ、血のついた物、絆創膏は各自持参しているごみ袋にいれて口を閉じる。下校時に、昇降口のごみ箱に捨てて帰る。
場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
学校生活全般	「手洗い」「うがい」	屋外から校舎内に入る際、共用の教具等を使った授業の後、食事の前、トイレの後、清掃終了後、マスクや顔を触った後、鼻をかんだ後等は、接触感染を防ぐため、流水と石鹼での手洗いを励行する。石鹼に過敏に反応・手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗うように配慮する。（ハンドクリーム持参可）
	「三密を避ける」	飛沫（咳や会話等）・接触感染を防ぐ。水道前の床には、待機場所をマークし密接を避ける。 対面にならないような座席の配慮。
	「授業中・休み時間の換気」	常時換気に努める。難しい場合も30分に1回は、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開け、対角線に空気が通るよう数分間の換気を行う。空気の通り道を作ることで、換気の効果が高くなる。熱中症対策のため、エアコン使用時の換気は窓を開ける幅を狭めること。廊下も同様。 常時換気扇を使用。
	「トイレ」	終日換気を行う。トイレの後はとくに丁寧な手洗いをする。
	「登下校、休み時間、移動教室」	接触感染の防止のため、なるべく窓やドアを開けたままにしておく。
	「防寒」	常時換気を行うため、寒い時に羽織れるものを各自準備し、体温調節ができるよう、本人及び保護者に連絡をしておく。 教室での上着の着用も柔軟に対応。
休み時間	「外運動」	強制しない。遊びや、移動時に密になるのを防ぐために学年を指定して外遊び、体育館遊びをする。 外遊び時もマスク着用。
	「遊具」	使用する学年を限定し、使用する前後の手洗いを習慣化する。
	「昇降口」	外から校舎内へ戻る際、昇降口等で密な空間が生まれないよう学年を分けて使用。
	「手洗い」「うがい」	教室に戻る前に接触感染を防ぐため、流水と石鹼での手洗いを励行する。うがいをした後に水を吐き出す時は、飛び散らないように気をつける。
	「教室で過ごす場合」	教室で過ごす児童は飛沫・接触感染予防のために距離をとり、窓やドアを開け、換気を行う。
授業等	「指導者注意事項」	マスク着用。マスクを着用できない場合は、フェイスシールドを活用。児童生徒等と可能な限り身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。 体育館での活動の際も換気を行い、三密にならないよう配慮をする。 共用する教材・教具等がある時は使用する前後に手洗いをする。授業の最後に体調不良者がいないかどうかを確認する。酸欠や熱中症に注意し、授業中でも適宜給水タイムを設ける。
	「音楽」	歌唱や楽器等を使用した活動を行う場合は、児童の身

		体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫をし、リスクの低い活動から実施する。 歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。
	「体育」	<p>原則マスクを着用する。体育の授業中はマスクを外す。(着用を使用は否定しないが着用時は、呼気が激しくなるような運動は控えたり、N95マスクなど医療用ではなく家庭用マスク着用を進める)児童間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合はさらに長い距離を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画を見直し、密集、接触の可能性が高い運動については、指導順序を入れ替えて年度の後半に実施したり、指導内容を精選したり実施形態を工夫したりして実施する。 ・球技＜ネット型・ベースボール型＞では、ゲーム等多人数で活動する時間を短くする。また、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。 ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。 ・話し合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。話し合い活動は行わない。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。 ・体育館で実施する場合は、十分な換気を行う。
	(着替え)	マスクは外さない。更衣室では密を避け、少人数で着替えをする。
	「家庭」	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、配置を工夫するなど、可能な限り感染症対策を行う。また、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底する。 ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。 <p>調理実習は行わない。事前学習やまとめを学校で行い、調理は家庭で行う。</p>
	「英語」	個人の活動のみ。グループやペアワーク等の活動は行わない。全員で一斉に声を出す活動、英語の歌の歌唱は行わない。
場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
授業等	「児童への注意事項」	<p>原則としてマスク着用。体調不良等があれば、すぐに申し出る。共用の教材・教具等があれば授業後に手洗いを行う。</p> <p>授業は個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は行わない。全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。授業での外部人材の活用はしない。</p>
給食	「手洗い」	泡の石けんを使い徹底した手洗い。
	「給食当番」	マスクを着用。健康観察を徹底し、体調に不安がある

		児童にはさせない。できるだけ最低限の人数とし、当番以外は器具を触らせない。給食当番は、配膳室前でアルコール消毒を行う。
	「配膳」	受け取りが密にならないように。箸、スプーンは手袋を使用して配る。
	「喫食」	対面にせず、座席の間隔もあける。感染リスクを減らすために、おかわりは教師が配膳する。
	「食後の歯みがき」	当分の間おこないません
清掃時間	「教室等の清掃」	無言清掃。清掃用具の共用を避ける。 児童生徒による床等の雑巾がけせずモップを使用する。 清掃後に手洗いを行う。 共用した清掃用具は、児童生徒下校後に消毒する。
	「トイレ掃除」	無言清掃。 職員の指導の下、マスク着用、換気の上、掃き掃除、トイレットペーパー交換、手洗い場のみ児童による清掃を行う。便器掃除や消毒は引き続き職員が行う。
	「流し」	児童による流し場の清掃の際はマスク着用、無言、換気、清掃後の手洗いを厳守する。蛇口の消毒は引き続き職員が行う。
	「ごみ捨て」	ごみ捨ては児童が行う。ごみ袋の口は教師が結ぶ。
	「時間差の下校」	昇降口が密にならないように、学年内で時差をつけて下校させる。
下校後 (児童生徒)	「帰宅後の手洗い・うがい」「検温・健康観察」	家庭と協力し、帰宅後の手洗い・うがい、児童の検温・健康観察をお願いする。
下校後（職員）	「教室等の清掃・消毒」「トイレ、流しの清掃・消毒」	消毒液等の必要なものを用意し、清掃および消毒を行う。トイレ及び流し等の衛生状況を確認し、手洗い環境を維持する。石鹼の補充を行う。(固体・液体どちらでも可)

○学校行事等

- ・全校集会は引き続き ZOOM を活用し、各教室で実施。
- ・児童を一堂に集める行事は行わない。
- ・校外で活動する行事は行わない。
- ・学習発表会など参観者がある行事は行わない。
- ・外部講師の招聘、出前授業は行わない。

○部活動について

共通事項

- ・朝練習、休日（土日祝）の活動は行わない。
- ・活動は90分以内とする。
- ・対外試合、合同練習、コンクールには参加しない。

ドッジボール

- ・活動前後の手のアルコール消毒。
- ・身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。
- ・活動中もマスクを着用する。

金管クラブ

- ・合奏や集団での活動は行わない。個人練習、少人数の活動や、必要に応じて屋外での練習を取り入れるなどする。
- ・楽器や小道具の使い回しは避ける。複数の児童が触れる可能性があるものはこまめに消毒する。
- ・「密接」「密集」「近距離」での活動は避け一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするなど、活動の隊形について工夫する。

学校図書館（図書室）感染防止対策

- 3密を避けるため、同時に多数の児童が集まらないように配慮する。
- 机や椅子を利用する場合には、十分な間隔を空け、お互いが向き合わないように座る。
- 飛沫感染防止のため、学校図書館内での不必要的会話は慎む。
- 学校図書館の使用前と使用後に必ず手洗いを行う。
- 換気を十分に行う。※エアコン使用時においても換気を行う。

場面	対応
貸し出し・返却時	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、教職員が貸し出しを担当し、児童生徒は行わない。 ・貸し出しを担当する教職員はマスク・手袋等を着用する。 ・カウンターに透明シートを設置する。 ・本は書架に戻さず、ブックトラック等に返却させ、消毒する。
返却された図書 資料の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・本の返却時に、希釈した次亜塩素酸ナトリウムを含ませた布などで表紙、背表紙、裏表紙を軽く拭き、劣化を防ぐため乾拭きする。 ・一定期間保管・隔離しウイルスを死滅させる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教室などで読書をする場合も、児童同士の本の貸し借りなどは控える。 ・使用前後の児童生徒の手洗いを徹底させる。

二宮小学校「ことばの教室」感染防止対策について

○ことばの教室内の感染症対策

- ・ことばの教室では個別指導室に、それぞれ洗面台があり、泡石鹼も設置済み。
- ・対面で学習する場面では、児童と教師の間に、透明のビニールクロスを設置する。
- ・保護者待合室にも、ビニールクロスを設置。
- ・個別の教室、保護者控室内は、窓を開けて換気。個別室のドアは、隣同士の声の大きさによって、全開また、半開など、調節する。
- ・児童も、教師も基本、フェイスシールド着用。（マスクを外す場面あり。）
- ・教師は、指導に際して、使い捨てのゴム手袋を着用。
- ・毎時間終わったら、教師がアルコール消毒などで。ビニールのクロス・机・椅子・鏡・フェイスシールド等の消毒を行う。

○児童の持ち物（基本の持ち物）

- ・フェイスシールド（各自に配布。）
他校の場合は、ビニール袋に入れて毎回持参。自校の場合、ことばの教室で保管。
- ・ことばの教室連絡ファイル
- ・ふで箱
- ・水筒

○ことばの教室での過ごし方

<学習開始前>

- ・自校の児童は、本人に検温について確認。保護者が送迎の際、保護者に検温、体調について確認する。
- ・送迎の保護者と児童は、入室した際、アルコール消毒してもらう。
- ・熱がある、熱がなくても咳き込むなど、体調がすぐれない場合は、その日の通級は、見合わせる。
- ・フェイスシールドを忘れた場合は指導を行わない

<学習中>

- ・授業のはじめに、「手洗い・うがい」を必ず行ってから始める。（児童及び教師）
- ・指導中、教師は、必ず、マスクをできる限り着用し、更にフェイスシールド着用で学習を行う。
- ・児童については、マスクをはずし、原則フェイスシールドを着用で取り組む。
- ・指導中に児童がフェイスシールドを外す場面が予想されるが、その際は、児童ははずし、教師は着用のままで行う。
- ・お口のエクササイズ時、教師が児童の頬を触って舌の状態を確認することがあるが、その際には、使い捨てゴム手袋を着用する。

<学習後>

- ・学習の終わりには、「手洗い・うがい・アルコール消毒」を必ず行う。（児童及び教師）
- ・フェイスシールドを消毒して持たせる。
- ・使用済みのティッシュ、紙コップ、ゴム手袋、舌圧子など、唾液が付着しているものには、十分に注意を払い、それぞれの個別室のごみ箱（ごみ袋）に確実に捨てる。
- ・毎時間終わったら、教師がアルコール消毒などで、ビニールのクロス・机・椅子・鏡・フェイスシールド等の消毒を行う。

※「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参考。

その他

注意を要する場面	対応
熱中症	今年度はマスク着用や外出の自粛で、熱中症のリスクが高まっている。常時マスクを着用していると、体内に熱がこもりやすく、のどの渴きも感じづらくなり、知らないうちに脱水がすすんでしまう。のどが渴いていなくとも定期的に水分補給する（授業中でも適宜給水タイムを設ける）等、熱中症予防に努める。暑い時期の登校については「体操服登校可」にする等の配慮を行う。
光化学スモッグ	注意報等が発令された時は、直ちに全児童生徒、全職員に通知。屋外の活動を中止し、手洗い・うがい・洗眼をしてから、屋内の活動に変更する。なるべく戸外に面した窓やカーテンを閉める。やむを得ず窓を開ける時は、窓のみを開け、カーテンを閉めたままにする。児童生徒の体調の異常に十分注意し、観察を行う。

教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認する。

1 出勤前・出勤時

- (1) 毎朝、検温する。検温の結果を健康観察カード等に記入します。発熱がない場合でも、風邪症状がみられるときは出勤しない。児童生徒同様に、同居の家族に発熱風邪症状等がある場合や、PCR検査を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しない。
- (2) 職員室に入る前に手を洗い、健康観察カード等を管理職に提出して、健康状態を報告する。職員室では、できる限り座席間の距離を確保する等工夫する。

2 生活の注意

- (1) 校内では、児童同様に原則としてマスクを着用して生活する。
- (2) 濃厚接触の恐れがある場所（密閉・密集・密接）へは、できるだけ行かないようにする。

3 感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- (1) 保健所の指示に従い療養する。
- (2) 本人又は家族から、学校（管理職）へ報告する。
- (3) 学校で行う対応は、下記「4 児童生徒又は教職員が感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合」に書いた通り。

○20時以降の勤務は認めない。

○休日出勤は原則として認めない。必要がある時は事前に管理職の許可を得るものとする。

児童の出欠席等の扱いについて

船橋市の学校における対応。

- (1) 児童が、感染したときと、濃厚接触者に特定されたときは出席停止。
- (2) 発熱、風邪症状、体調不良のため休む場合は、出席停止。
- (3) 同居の家族に、発熱、風邪症状等があるときは出席停止。
- (4) 児童本人または同居の家族がPCR検査をうけることになってから、結果が出るまでの間は、出席停止。
- (5) 海外から帰国し、2週間の自宅などの待機を要請された場合は、出席停止。
- (6) 次の場合は、学校に連絡して相談してください。校長が認めた場合、欠席扱いにならない。（出席停止）
 - ①医療的ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。

②本人に症状はないが、保護者が予防のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休むことになった場合。

最後に

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導していきます。

○心理的なストレスを感じている児童もいると思います。学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどによる支援を行っていきます。

保護者の皆様へ

発熱等がある場合の相談・受診等について

◆発熱等の症状がある場合は、

まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話でご相談ください。

※直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします。

◆かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は以下の【相談窓口】に電話でご相談ください。

【相談窓口】

○発熱相談センター

- ・千葉県発熱相談コールセンター
- ・千葉市・船橋市・柏市の各相談センター

○市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）

○発熱相談医療機関

※各相談窓口の電話番号等は千葉県ホームページを参照してください。

◆次の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談してください。

＜相談・受診の目安＞

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。
(該当しない場合も相談可)

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

(症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

◆小児は小児科医による診察が望ましいとされ、かかりつけ小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」にご相談ください。

(ただし、検査についてはこれまでどおり医師が個別に判断します。)

◆発熱等がある場合の相談・受診等の流れ

発熱患者等の相談・診療・検査の流れ

